

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 6 月 29 日

(吸収分割会社)
トヨタ自動車株式会社

(吸収分割承継会社)
OneStream 株式会社

2026 年 6 月 29 日

吸収分割に係る事後開示事項

愛知県豊田市トヨタ町 1 番地

トヨタ自動車株式会社

代表取締役 宮崎 洋一

愛知県名古屋市中区錦二丁目 15 番地 22

名古屋伏見 K フロンティア 9F

OneStream 株式会社

代表取締役 足立 聡史

トヨタ自動車株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び OneStream 株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2026 年 5 月 20 日に、吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、2026 年 6 月 29 日を効力発生日として、吸収分割会社が営む物流効率化システム「OneStream」の開発・運用及び当該システムに関連する顧客へのサービス提供並びにこれらに付随する事業に関し、吸収分割会社が有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2026 年 6 月 29 日
2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過（吸収分割の差止請求）
会社法第 784 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。
 - (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、吸収分割会社の株主は会社法第 785 条第 1 項による株式買取請求を行うことができません。

- (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
吸収分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続を行っておりません。
- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2026 年 5 月 22 日付けで官報公告を行うとともに同日付けで電子公告を行いました、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
- 3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（吸収分割の差止請求）
会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
会社法第 797 条第 1 項の規定による本吸収分割に対する株式買取請求を行った反対株主はいませんでした。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2026 年 5 月 22 日付けで官報公告を行い、かつ、知れたる債権者に対し各別の催告を行いました、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
- 4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 6 月 29 日をもって、吸収分割会社から、吸収分割会社が営む物流効率化システム「OneStream」の開発・運用及び当該システムに関連する顧客へのサービス提供並びにこれらに付随する事業に関し、吸収分割会社が有する権利義務を、本吸収分割契約の定める範囲において承継いたしました。
- 5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
本吸収分割の効力発生日である 2026 年 6 月 29 日から 2 週間以内に行う予定です。
- 6. その他重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 本吸収分割に際して交付する対価

吸収分割承継会社は、本吸収分割契約により、本吸収分割の対価として、吸収分割会社に対し、吸収分割承継会社の普通株式 2,005 株及び A 種優先株式 8,665 株を交付いたしました。

(2) 労働者保護手続の経過

吸収分割会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条により、労働者の理解と協力を得るように努める措置を講じ、商法等の一部を改正する法律附則第 5 条により、労働者と十分に協議を行い、労働契約承継法第 2 条第 1 項及び同条第 2 項により、労働者及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を実施いたしましたが、労働者及び労働組合から異議の申出はありませんでした。

以上